

## 『自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託)』一部改訂のお知らせ

平成 30 年 1 月 4 日

当金庫『自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託)』を、下記の通り一部改訂することとしましたのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

### 記

#### 1. 改訂約款名

「自動けいぞく(累積)投資約款(追加型株式投資信託)」

#### 2. 改訂内容

(下線部分が改訂箇所)

旧	新
<p>1. (略)</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)し、これを当金庫の本支店または出張所(以下、「取扱店」といいます。)に提出することによって行うものといたします。(追加)</p> <p>(2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく(累積)投資口座を設定いたします。</p> <p><u>(3) 口座を設定した場合には、自動けいぞく(累積)投資口座開設のご通知を遅滞なく送付または交付いたします。</u></p> <p>3. ~7. (略)</p> <p>8. 解約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があったとき</p> <p>② <u>払込金を引き続き 1 か年をこえて払い込まれなかったとき</u> <u>ただし、前回買付の日から 1 か年以内に個別商品の収益分配金によって個別商品の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</u></p> <p>③ <u>当金庫が個別商品の自動けいぞく(累積)投資業務を営むことができなくなったとき</u></p> <p>④ <u>個別商品が償還されたとき</u></p> <p>(2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。</p> <p>9. ~10. (略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(27. 11改訂)</u></p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 申込方法</p> <p>(1) この契約の申込みは、お客様が買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印(投信取引口座のお届出の印鑑によります。)し、これを当金庫の本支店または出張所(以下、「取扱店」といいます。)に提出することによって行うものと(削除)し、<u>当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。</u></p> <p>(2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく(累積)投資口座を設定いたします。 (削除)</p> <p>3. ~7. (同左)</p> <p>8. 解約</p> <p>(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。</p> <p>① お客様から解約のお申出があったとき (削除)</p> <p>② <u>当金庫が個別商品の自動けいぞく(累積)投資業務を営むことができなくなったとき</u></p> <p>③ <u>個別商品が償還されたとき</u></p> <p>(2) この契約が解約されたとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6. に準じて取扱店において、お客様に返還いたします。</p> <p>9. ~10. (同左)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(30. 1改訂)</u></p>

#### 3. 改訂日

平成 30 年 1 月 4 日(木)

なお、改訂後の規定は、改訂前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
 福井信用金庫 資金証券部資金サポート課  
 TEL 0120-294-883  
 受付時間/平日 9:00~17:15